平成２８年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番１―709号
債務者　品川　俊雄
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根二の台５番地９、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根二の台５番地13
債務者　小松原真弓（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５７号
岩手県奥州市江刺区米里字人首町74番地
債務者　玉木　　昭
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２１０号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1418番地の１　ミルキーウェイⅡ　１Ａ号
債務者　井上　公子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1418番地の１　ミルキーウェイⅡ　１Ａ号
債務者　井上　勝敏
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７９号
三重県四日市市大字茂福175番地１
債務者　三輪知佐子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
三重県桑名市大字江場118番地８　Ｂ号、前住所三重県桑名市大字桑名647番地30
債務者　石黒太麻美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
三重県桑名市大字桑名647番地84　坪井様諸戸苑借家１、２階　西号室
債務者　水谷　美保
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
三重県四日市市別名２丁目４番９号
債務者　宮嶋　邦彦
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
三重県いなべ市大安町石榑東2459番地２　グリーンハイツ大安102
債務者　外山　隆之
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
滋賀県東近江市上山町945番地５
債務者　小嶋　　都
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１００９号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目15番地12棟502号
債務者　市木　美紀
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６０号
京都府長岡京市今里４丁目17番14号　サングレール長岡京　301
債務者　宮成　直美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８７号
京都市山科区大宅中小路町38番地１
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９４号
京都市伏見区深草大亀谷六躰町47番地１
債務者　田村信次郎
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９５号
京都市伏見区深草大亀谷六躰町47番地１
債務者　田村　浩子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０８号
京都市山科区大塚中溝１番地　レジデンス青葉大塚503
債務者　池内　香予
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係